

流山市第5次男女共同参画プラン 令和7年度～令和11年度

はじめに

国では、令和2年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていますが、依然として解決すべき課題が多く残されています。例えば、男女における賃金格差や女性管理職の比率の低さ、また、育児や家事の分担は依然として女性に偏っており、男性の育児参加の低さや、育児休業を取得する文化が根付いていないことも大きな課題です。さらに、女性に対する暴力やセクシャルハラスメントなど、社会的な偏見や暴力が女性を取り巻く環境に深刻な影響を与えています。

流山市でも、毎年実施している「まちづくり達成度アンケート」において、「男女の役割分担意識」は改善されている一方、「男性の家事・育児・介護に費やす時間」は、低い数値のまま横ばいとなっており、子育て世帯が多く流入している本市においても、男女共同参画社会の推進がより一層必要となっています。

また、個性と多様性が尊重される社会を目指す中で、本市では、令和5年4月に「流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例」を施行し、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、全ての市民が自分らしさを発揮できるまちの実現を目指しています。

このような状況を踏まえ、全ての市民が個性と能力を発揮できる社会を実現するために、流山市第5次男女共同参画プランを策定いたしました。当プランに基づき、男女共同参画の理念を一層深化させ、具体的な施策として取り組んでまいります。

市民の皆様とともに、「市民一人ひとりが多様な生き方を尊重し、誰もがその個性と能力を発揮できる流山」の実現に向けた取組を着実に進め、流山市がこれからもすべての方に「住み続ける価値の高いまち」となるように努めてまいります。今後とも、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、多大な御尽力を賜りました流山市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました多くの皆様方に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

流山市長 井崎 義治

目 次

第1章 プランの策定に当たって	1
1 プランの策定の背景	1
2 本市の現状	5
3 第4次プランの実績と検証	8
第2章 第5次プランの基本的な考え方	11
1 基本理念	11
2 プランの目指す方向	11
3 プランの位置づけ	11
4 プランの計画期間	12
第3章 施策の方向及び事業内容	13
1 基本目標Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり	13
2 基本目標Ⅱ 自分らしく活躍できる環境づくり	14
3 基本目標Ⅲ 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり ...	17
4 第5次プランの体系図	22
第4章 第5次プランの推進に向けて	23
1 推進体制	23
2 進行管理	23
3 第5次プランの指標一覧	25
<u>資料編</u>	
1 諮問	26
2 答申	27
3 男女共同参画審議会名簿	34
4 流山市男女共同参画推進本部設置要綱	35
5 男女共同参画に関する年表	37
6 関連法令	42
7 男女共同参画関係用語	66

第1章 プランの策定に当たって

1 プランの策定の背景

(1) 社会情勢の変化について

ア S D G s とジェンダー平等

平成27(2015)年の「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能な開発目標 S D G s を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。S D G s は令和12(2030)年を達成期限としており、17の目標と169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会が一致して幅広い課題に取り組むものとされています。掲げられた17の目標の5番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が位置づけられています。

図表1-1：S D G s の17の目標



出典：持続可能な開発目標（S D G s）推進本部資料

イ 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

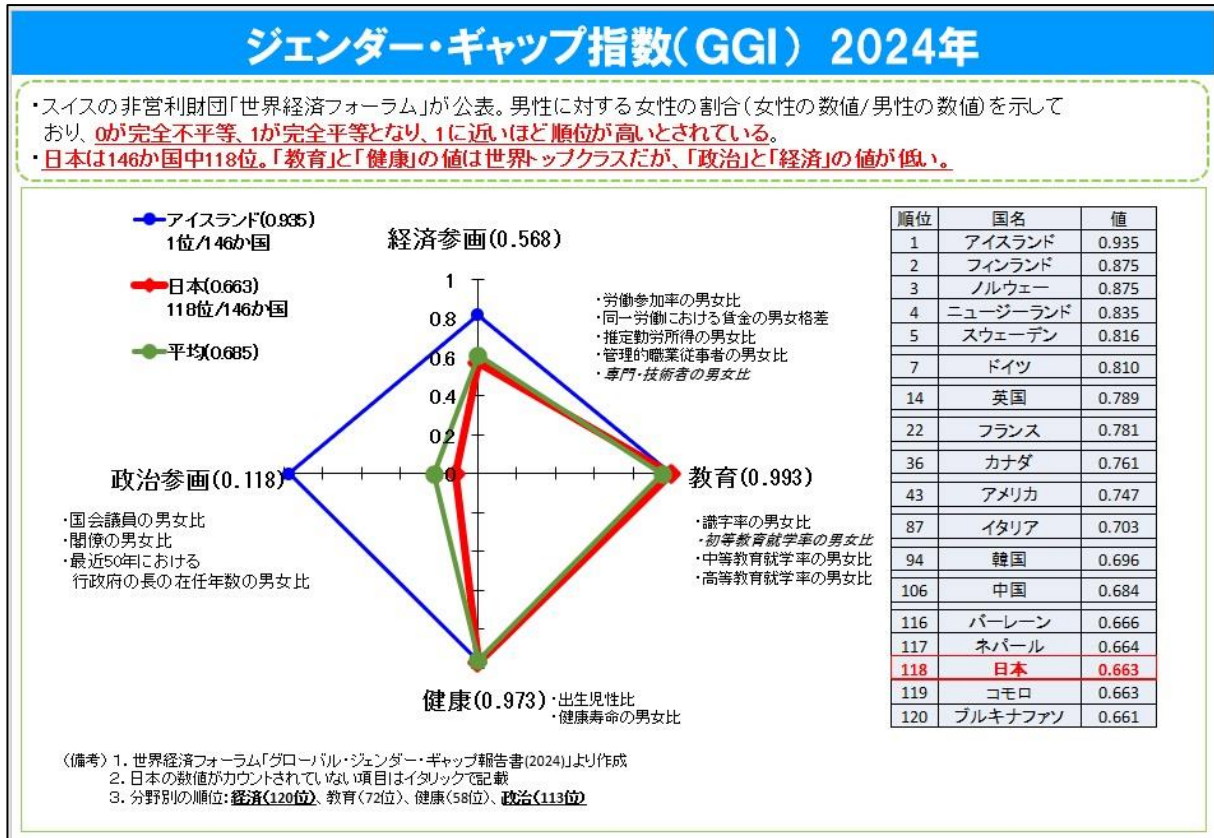
令和2(2020)年より本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会や経済に大きな影響を及ぼしました。感染拡大防止に伴い、テレワークやオンラインの活用が進み、柔軟で多様な働き方が広まりを見せました。

一方、感染拡大防止のための外出自粛や休業要請等は、非正規雇用労働者を中心に女性が多く従事するサービス業等の就業・雇用状況の悪化、在宅時間が増加したことを背景としたDVや性暴力の増加・深刻化等、女性をめぐる様々な課題が顕在化しました。

ウ ジェンダーギャップ指数（G G I）

世界経済フォーラムが毎年公表する経済・政治・教育・健康の4分野のデータを基にした「ジェンダーギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の一つとなっています。令和6（2024）年の日本の順位は146か国中118位で、教育分野や健康分野では世界的に見てもトップレベルである一方で、政治分野（146か国中113位）と経済分野（146か国中120位）が低い結果となっています。

図表1-2：ジェンダーギャップ指数



出典：内閣府ホームページ

（2）国の動向

ア 第5次男女共同参画基本計画の策定

平成11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）に基づき、平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。以降5年ごとに計画の改定を行い、令和2(2020)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「ＤＶ防止法」という。）の改正

平成13(2001)年に制定されたＤＶ防止法は、令和5(2023)年5月に改正され、令和6(2024)年4月から、保護命令の対象に従来の身体的暴力のほか、言葉や態度による精神的暴力を加えることや、被害者と同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令の創設等の保護命令制度の拡充や、保護命令違反の厳罰化が定められました。

ウ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の改正

平成27(2015)年に制定された女性活躍推進法は、令和元(2019)年5月に改正され、令和4(2022)年4月から女性活躍に関する情報の公表や女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務付けられる対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されました。

エ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）の成立

女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることが、コロナ禍により顕在化し、女性に対する支援強化が喫緊の課題として認識される中、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和4(2022)年5月に公布され、令和6(2024)年4月に施行されました。

オ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立

多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、本法律において基本理念を定め、国や地方公共団体の役割や必要事項を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、令和5(2023)年6月に公布・施行されました。

（３）千葉県の動向

千葉県においては、基本法に基づき、平成13(2001)年3月に「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。その後、第2次、第3次、第4次計画を経て、令和3(2021)年3月には「第5次千葉県男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を進めています。

また、令和4(2022)年3月にはDV防止法に基づき、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)」が策定され、DVの根絶を目指して、関係機関等と連携を図りながら誰もが安心、安全に生活できる社会の実現を目指しています。

令和6(2024)年1月には、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指すため「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定されました。

令和6(2024)年3月には、困難女性支援法に基づき、「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」が策定され、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策や体制の強化に関する基本目標等を定めました。

(4) 流山市の取組

本市では、平成14(2002)年3月に「流山市男女共同参画プラン」を策定し、計画期間を8年間とし前期と後期に分けて推進してきました。平成18(2006)年4月には、前期が終了することに伴い、これまでの実績と検証を踏まえ施策に反映させ、計画期間の後期に当たる「改正流山市男女共同参画プラン」を策定しました。

以降、計画期間を5年として、平成22(2010)年3月に「流山市第2次男女共同参画プラン」、平成27(2015)年3月には「流山市第3次男女共同参画プラン(以下「第3次プラン」という。)」、令和2(2020)年3月には「流山市第4次男女共同参画プラン(以下「第4次プラン」という。)」を策定し、固定的性別役割分担意識の解消、介護や子育ての環境整備等の課題解決のため、男女共同参画の推進を図ってきました。

なお、第3次プラン以降は「DV防止法」に基づく「DV防止基本計画」としても位置づけ、続く第4次プランでは「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」としても位置づけ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできたところです。

令和5(2023)年4月には、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、誰もが自分らしさを発揮できるまちの実現を目指し「流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例」を千葉県内で初めて制定しました。

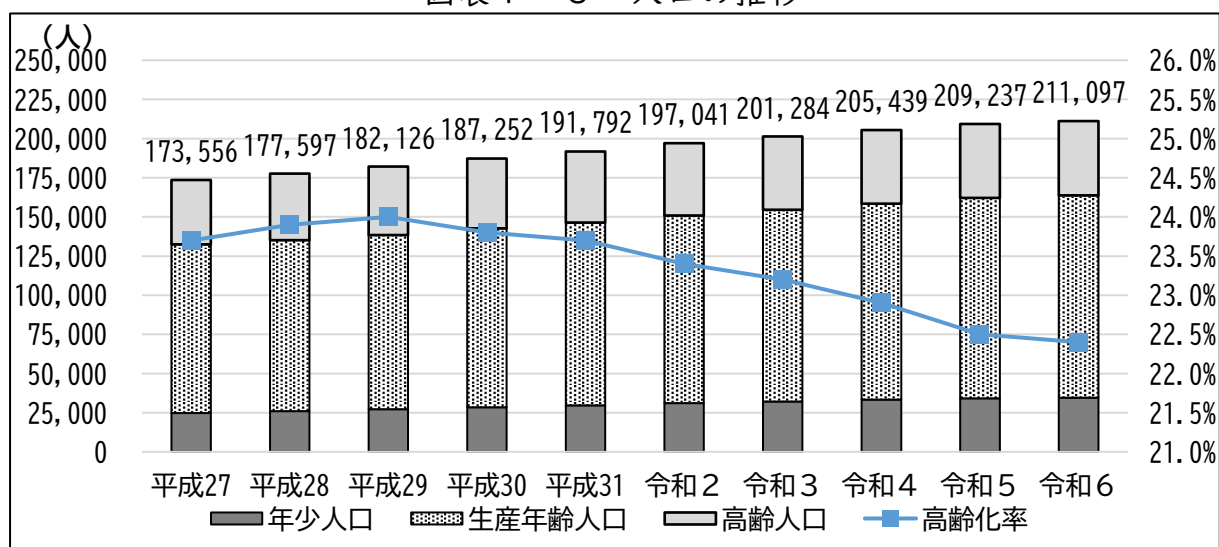
令和6年2月には、本条例に規定する「多様な生き方を選択できる環境づくり」の一つとして、「流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度」を開始しました。

2 本市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、令和6年4月1日現在211,097人で前年比1,860人増加となり、全国的に人口減少が進展している中で毎年増加しています。令和2年4月1日時点では前年比5,249人増加していましたが、ここをピークに増加のスピードが鈍化しています。

図表1-3：人口の推移

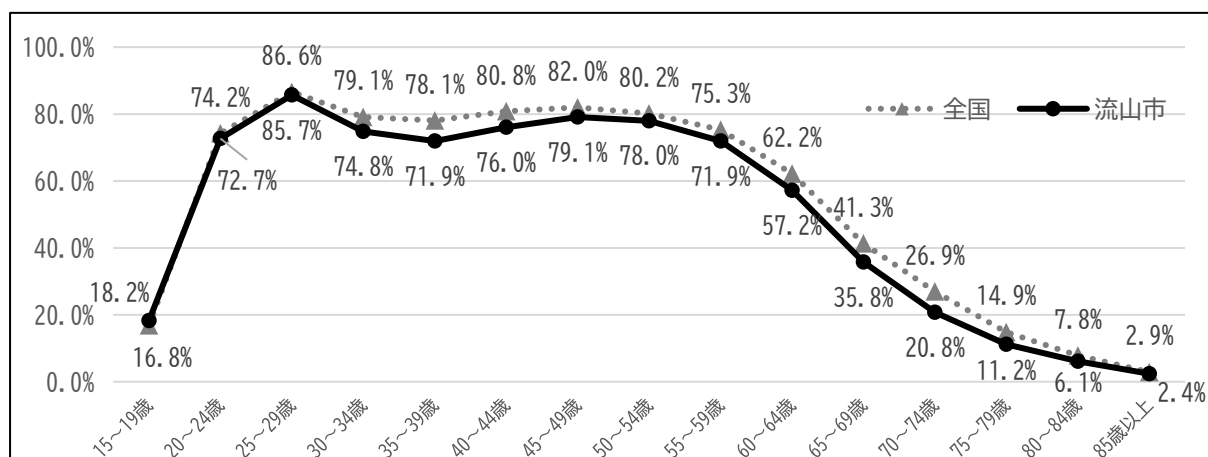


出典：住民基本台帳

(2) 女性の労働力率

女性の年齢階級別労働力率をみると、全国・本市ともに、出産・子育て期に当たる30～40歳代で割合が落ち込む「M字カーブ」と呼ばれる曲線を描く状態となっています。本市では、全ての年齢層で全国平均を下回っており、35～39歳の女性の労働力率は全国（78.1%）と本市（71.9%）の差が約6ポイントあります。

図表1-4：女性の労働力率



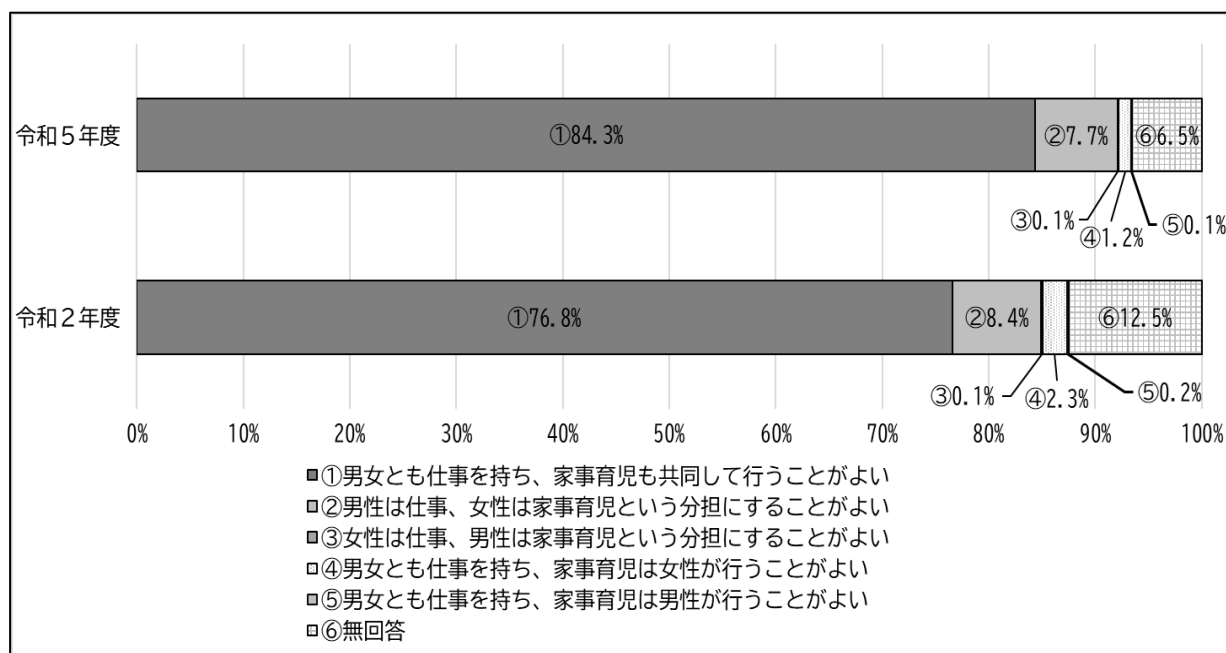
出典：国勢調査（総務省統計局 令和2年）

(3) 役割意識の変化

令和5年度のまちづくり達成度アンケートの設問「あなたの男女の役割意識については、次のいずれに該当しますか」では、令和2年度の結果と比較して、「男女とも仕事を持ち、家事育児も共同して行うことがよい」と回答した人の割合が、「性別に基づく役割分担をした方がよい」と回答した人を大きく上回っています。

一方、分野ごとの男女平等感についてみると、男性優遇という意見は、国の数値より全て下回っているものの、「社会全体で」及び「社会通念・慣習で」では、男性優遇という意見が6割を超えており、男女共同参画が進んでいない分野もみられます。

図表1-5：男女の役割分担意識



出典：令和5年度ながれやままちづくり達成度アンケート

図表１－６：分野ごとの男女平等感

項目		合計(件)	男性優遇	平等	女性優遇	無回答
社会全体で	①国調査	2,847	78.8%	14.7%	4.8%	1.7%
	②流山市	1,284	69.6%	22.3%	3.3%	4.8%
	①－②	-	9.2ポイント	- 7.6ポイント	1.5ポイント	- 3.1ポイント
家庭のなかで	①国調査	2,847	59.8%	31.7%	8.0%	0.6%
	②流山市	1,284	39.4%	46.1%	8.1%	6.4%
	①－②	-	20.4ポイント	- 14.4ポイント	- 0.1ポイント	- 5.8ポイント
職場のなかで	①国調査	2,847	64.1%	26.4%	7.7%	1.8%
	②流山市	1,284	52.2%	34.4%	4.6%	8.7%
	①－②	-	11.9ポイント	- 8.0ポイント	3.1ポイント	- 6.9ポイント
学校教育の場で	①国調査	2,847	24.5%	68.1%	5.3%	2.1%
	②流山市	1,284	20.3%	66.6%	1.8%	11.4%
	①－②	-	4.2ポイント	1.5ポイント	3.5ポイント	- 9.3ポイント
法律や制度の上で	①国調査	2,847	52.3%	37.0%	9.7%	1.1%
	②流山市	1,284	41.7%	45.2%	5.0%	8.2%
	①－②	-	10.6ポイント	- 8.2ポイント	4.7ポイント	- 7.1ポイント
社会通念・慣習で	①国調査	2,847	81.8%	12.9%	3.3%	1.9%
	②流山市	1,284	63.7%	25.4%	3.2%	7.6%
	①－②	-	18.1ポイント	- 12.5ポイント	0.1ポイント	- 5.7ポイント

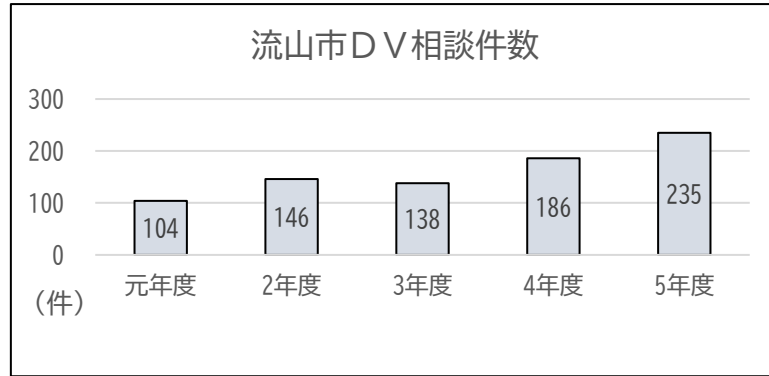
出典：令和５年度ながれやままちづくり達成度アンケート、
令和４年男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

（４）ＤＶ相談の状況

本市の相談件数は年々増加しており、令和５年度は235件となっています。主な相談内容は、身体的な暴力のほか、言動や態度による精神的な暴力、生活費を渡さないといった経済的な暴力などで、ほとんどが複合的なものになります。相談件数が増加している要因としては、ＤＶに関する相談窓口等の周知が進んでいることから、これまで相談支援に結びつかなかった方が顕在化したものと考えています。

図表１－７：流山市ＤＶ相談件数の推移（件）

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
104	146	138	186	235

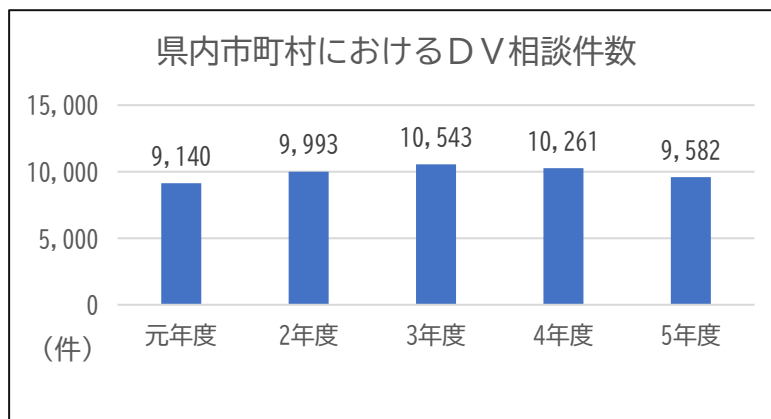


出典：流山市

千葉県内市町村の相談窓口におけるDV相談の総数は、毎年1万件近い相談が続いています。

図表1-8：千葉県内市町村におけるDV相談件数の推移（件）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
9,140	9,993	10,543	10,261	9,582



出典：DV相談等受理・処理件数（千葉県）

3 第4次プランの実績と検証

（1）指標の達成状況

21指標のうち、策定時より目標を達成した指標は7指標でした。目標未達成の14指標のうち、計画策定時（平成30年）より数値が向上したのは9指標となり、目標値には届かなかったものの一定の効果がありました。

図表 1-9：第4次プランの指標と達成状況

番号	基本目標	基本的課題	指 標 名	計画策定時	目標値	実績	達成 状況
				H30年度		R5年度	
1	Ⅰ 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり	互いの性と人権を尊重する意識づくり	男女が平等に扱われていると思う市民の割合	35.8%	40.0%	43.7%	○
2		社会と家庭における男女共同参画の意識づくり	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	-	100%	97.1%	×
3		人の多様性を認め、人権を守ろうとする人権感覚を育成する教育の推進	学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合	65.1%	70.0%	75.1%	○
4	Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり	ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進	子育てに係る不安や負担が軽減されていると感じる保護者の割合	71.4%	82.0%	57.4%	×
5			男性職員の育児休暇制度の周知率	84.0%	100%	100.0%	○
6			男性職員の育児休業又は育児に関係する特別休暇取得率	66.6%	90.0%	89.2%	▲
7		政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	審議会等への女性の登用率（附属機関対象）	31.9%	40.0%	36.7%	▲
8			審議会等への女性の登用率（執行機関を除く附属機関等）	37.5%	40.0%	39.3%	▲
9			女性のいない審議会	9.1%	9.1%未満	3.2%	○
10			市女性職員の管理職への登用率	16.6%	年2ポイント上昇	20.9%	▲
11		家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進	コミュニティ活動参加者の割合	37.3%	65.0%	60.0%	▲
12			男性の家事・育児・介護に費やす時間（平日）	-	2.5時間	1.0時間	×
			男性の家事・育児・介護に費やす時間（休日）	-	4時間	1.5時間	×
13			介護支援サポーター登録者数	633人	前年度比10%増加	682人	▲
14			「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている人の割合	8.6%	8.6%未満	8.3%	○
15		就業及び労働の場における男女共同参画の推進	職場において「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	27.9%	50.0%	37.7%	▲
16	Ⅲ 生涯を通じて誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	誰もが健康で安心して暮らせるしくみづくり	市が実施しているひとり親施策を知っている人の割合＊	-	70.0%	67.8%＊	×
17			生きがいをを感じる高齢者の割合	80.1%	82.0%	81.1%	▲
18		子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり	流山市は子育てがしやすいまちだと思ふ保護者の割合	51.4%	71.0%	63.4%	▲
19		防災分野における男女共同参画の推進	防災会議の女性委員の割合	16.1%	20.0%	28.2%	○
20			防災リーダー研修への女性の参加率	20.0%	30.0%	48.0%	○
21	Ⅳ プランの推進体制の充実	プランの進行管理	第4次プラン事業の達成度	-	100%	92.2%	×

※ 達成状況は「○：目標達成」「×：目標未達成」「▲：目標未達成だが計画策定時より上昇」

* 2年に1回のアンケートのため令和4年度数値

(2) 取組状況

令和5年度の達成状況は、各事業担当課で取り組んだ176事業のうち、A（達成できている）及びB（ほぼ達成できている）が153事業で、評価対象外であった10事業を除くと、全体の約92%となり、各担当課が第4次プランに掲げた事業を計画どおり実施してきたといえます。一方、C（あまり達成できていない）は13事業、D（達成できていない）は0事業で、C評価の13事業は全て審議会等における女性割合に関する項目だったことから、引き続き取り組んでいく必要があります。

図表1-10：第4次プランの事業評価（事業）

評価	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
A（達成できている）	85	100	128	135
B（ほぼ達成できている）	46	46	24	18
C（あまり達成できていない）	33	18	11	13
D（達成できていない）	4	4	1	0
対象外	6	6	10	10

※ 組織改編により事業担当課が増えたため前年より事業評価数増加

第2章 第5次プランの基本的な考え方

第4次プランが令和7年3月に終了することから、社会情勢の変化や関係法令の追加又は整備等を含む国・県等の動向を見据えた「流山市第5次男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

1 基本理念

本プランの基本理念は、次のとおりとします。

**市民一人ひとりが多様な生き方を尊重し、
誰もがその個性と能力を十分に発揮できる流山を目指して**

令和5年4月に施行された流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例を踏まえ、市民一人ひとりの生き方や多様性が尊重され、誰もが個性や能力を十分に発揮できるまちの実現を目指します。

2 プランの目指す方向

本プランでは、3つの基本目標を設定しました。

基本目標Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり
基本目標Ⅱ 自分らしく活躍できる環境づくり
基本目標Ⅲ 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり

3 プランの位置づけ

（1）本プランは、基本法を踏まえ、国及び県の男女共同参画に関する計画を勘案し、第4次プランを受け、「流山市総合計画」との整合性を図り、本市における男女共同参画施策推進の基本となるプランとします。

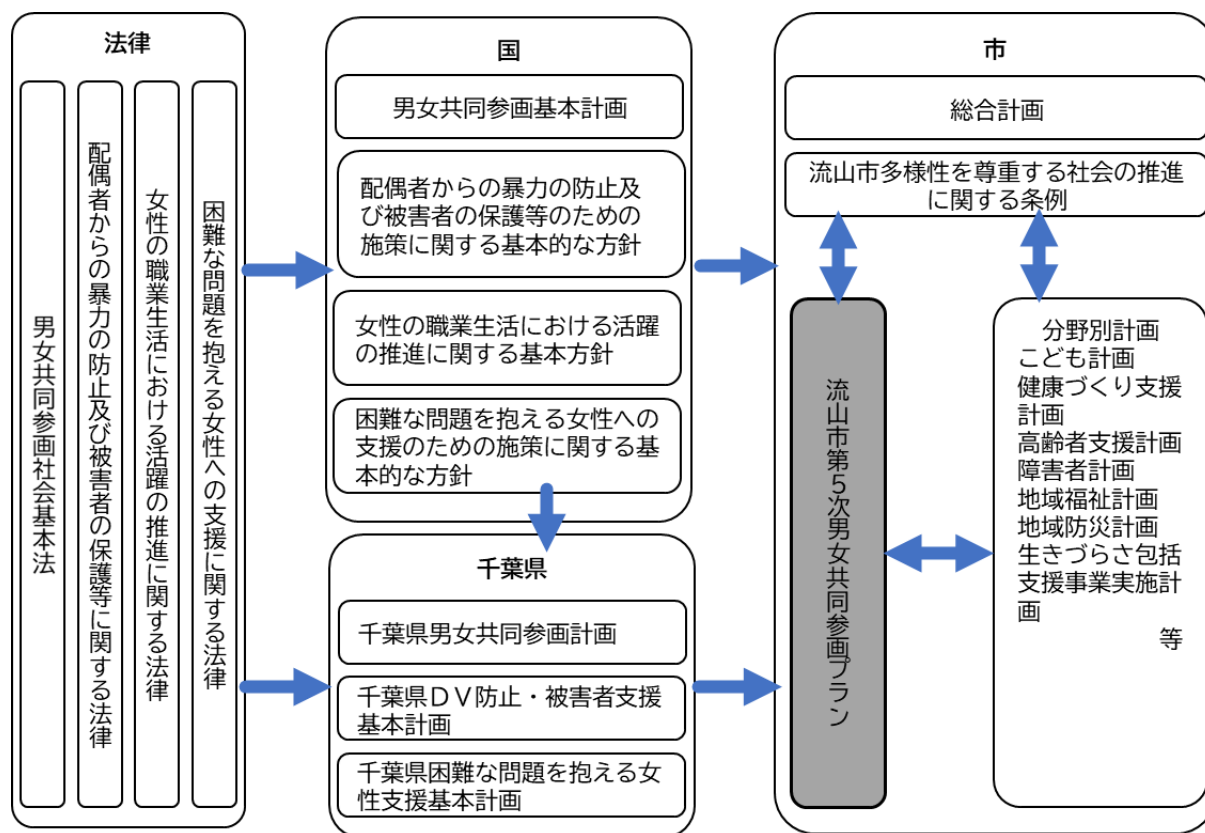
（2）本プランは、基本法に基づく、本市における市町村男女共同参画基本計画として位置付けます。

（3）本プランは、DV防止法に基づく、本市におけるDV防止基本計画としても位置付けます。

（4）本プランは、女性活躍推進法に基づく、本市における推進計画としても位置付けます。

(5) 本プランは、困難女性支援法に基づく、本市における市町村基本計画としても位置づけます。

図表 2：計画の位置づけ



4 プランの計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第3章 施策の方向及び事業内容

Ⅰ 基本目標Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり

性別や国籍等にかかわらず、全ての市民が自分らしさを発揮できるまちを実現するためには、誰もが一人ひとりの違いを認め合うことが必要です。

一人ひとりが互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、学校、家庭、地域など様々な機会をとおして教育、学習、啓発に引き続き取り組んでいきます。

【基本的施策Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり】

指標	目標値
国籍や性別等にかかわらず平等に扱われていると思う市民の割合	増加

施策の方向 ①人権の尊重と男女共同参画に関する意識の啓発

No	事業内容	担当課
1	人権尊重意識の醸成のため、意識啓発を行います。	秘書広報課
2	男女共同参画への意識啓発や性の多様性への理解を促進するための取組を行います。	企画政策課 図書館
3	多文化共生に向けた意識啓発を行います。	企画政策課

施策の方向 ②男女共同参画に関する情報の収集・提供

No	事業内容	担当課
4	男女共同参画に関する情報提供を行います。	企画政策課

【基本的施策Ⅱ 人の多様性を認め人権感覚を育む教育の推進】

指標	目標値
学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合	80%

施策の方向 ①学校等における男女平等教育及び人権を尊重する教育、学習の推進

No	事業内容	担当課
5	教科・道徳の中で、男女平等教育及び人権尊重の視点に立った指導の充実を図ります。	指導課
6	思春期保健についての知識の向上を目指します。	健康増進課
7	小中学生を対象とした人権教室等を実施します。	秘書広報課

施策の方向 ②教職員等に対する人権や男女平等に関する研修の充実

No	事業内容	担当課
8	教職員の国・県等主催の研修会への参加を推進し、教職員への人権教育を推進します。	指導課

2 基本目標Ⅱ 自分らしく活躍できる環境づくり

家事、育児、介護をはじめとする家庭生活においては、性別にかかわらず、個人の能力やお互いの合意によって、役割を分担することが重要です。本市では、各種休業制度の活用をはじめとする職場における男女共同参画の推進や、女性に対する就労支援などを行います。

また、男女共同参画社会の実現には、性別等によらず様々な人があらゆる意思決定の場に対等に参画し、多様な視点や価値観が反映される必要があります。多様な意見が公平・公正に反映されるよう、女性職員の管理職登用や審議会等への女性の登用を推進します。

【基本的施策3 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進】

指標	目標値
男性の家事・育児・介護に費やす時間（平日）	増加
男性の家事・育児・介護に費やす時間（休日）	増加
市男性職員の育児休業取得率	85%
「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている市民の割合	減少
子育てに係る不安や負担が軽減されていると感じる保護者の割合	増加

施策の方向 ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進

No	事業内容	担当課
9	ワーク・ライフ・バランスの意識の普及と啓発を行います。	企画政策課 商工振興課
10	育児休暇・介護休暇に関する情報の収集と提供を行います。	企画政策課 健康増進課
11	商工関係団体等に育児・介護休業制度の周知を図ります。	商工振興課

施策の方向 ②市役所における率先したワーク・ライフ・バランスの推進

No	事業内容	担当課
12	育児休業等の制度の周知を図り、男性職員が育児休業等の特別休暇を取得できるよう努めます。	人材育成課
13	職員の意識改革と勤務環境の改善を図ります。	人材育成課

施策の方向 ③固定的役割分担意識や性差に関する偏見等の解消に向けた啓発

No	事業内容	担当課
14	性別にかかわらず家事や育児に参加するための講座等を実施します。	公民館
15	両親学級等を開催します。	健康増進課
16	家事・介護等に対する男女共同参画意識の啓発を行います。	企画政策課
17	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境を目指し、講座等を開催します。	企画政策課 商工振興課
18	商工関係団体等に各種ハラスメント防止等に関する情報の提供を行います。	商工振興課

施策の方向 ④女性の就職・再就職への支援

No	事業内容	担当課
19	女性の再就職のために必要な資格、技能取得に関する情報の提供及び講座を開催します。	企画政策課 商工振興課
20	公共職業安定所と協力して就業相談を行います。	商工振興課

施策の方向 ⑤多様な働き方を支援するための環境整備

No	事業内容	担当課
21	多様な人材が活躍できるよう、市内中小企業者が自ら取り組む職場環境づくりを支援します。	商工振興課

【基本的施策4 政策・方針決定過程への女性参画の推進】

指標	目標値
審議会等（附属機関及び要綱、要領等による協議会等）への女性の登用率	50%
市女性職員の管理職への登用率	30%
市内事業所の女性の管理職への登用率	30%

施策の方向 ①市の審議会等への女性の参画促進

No	事業内容	担当課
22	各審議会等における女性委員の割合が50%となるよう努めます。	企画政策課
23	審議会等の子どもの一時預かりの利用を促進します。	企画政策課

施策の方向 ②女性管理職の登用の促進

No	事業内容	担当課
24	市内事業所等に女性の管理職への登用を働きかけます。	企画政策課
25	市女性職員の管理職への登用を推進します。	人材育成課
26	市女性職員が管理職になるために必要な仕事を経験するため、性別による区別のない職務分担を行います。	人材育成課
27	キャリアデザイン研修を行い、管理職での活躍を希望する職員の割合の上昇を図ります。	人材育成課

施策の方向 ③女性の経営参画や社会参画の促進

No	事業内容	担当課
28	家族経営協定の締結を促進します。	農業振興課

【基本的施策5 地域活動における男女共同参画の推進】

指標	目標値
自治会長の女性割合	10%
自治会加入率	67%

施策の方向 ①男女がともに担う地域活動への参画の推進

No	事業内容	担当課
29	自治会等に対し男女共同参画意識の啓発を行います。	コミュニティ課
30	地域活動における男女共同参画意識の啓発を行います。	企画政策課 コミュニティ課
31	市民の地域活動への参画を促します。	コミュニティ課

施策の方向 ②地域における女性の活躍推進に向けた取組

No	事業内容	担当課
32	経験やキャリアを生かした創業を目指す女性を支援します。	商工振興課

3 基本目標Ⅲ 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり

DVやハラスメント等は、重大な人権侵害です。DV等の暴力の根絶のため、暴力を容認しない、未然に防ぐことのできる社会に向け、情報提供や意識啓発、相談体制の整備に取り組みます。

令和4年5月に成立した「困難女性支援法」では、様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への多様な支援を提供する体制の整備が必要となります。

また、性別等にかかわらず健康に関する情報や正しい知識を身につけられるよう、意識啓発や情報提供等の支援に取り組みます。

【基本的施策6 DVや虐待等あらゆる暴力の根絶】

指標	目標値
DVに関する相談件数	増加

施策の方向 ①各種ハラスメント防止に向けた啓発の促進

No	事業内容	担当課
33	各種ハラスメントは暴力に当たり、人権問題であるという認識を促します。	企画政策課 人材育成課

施策の方向 ②DVや虐待等、あらゆる暴力を許さない意識啓発

No	事業内容	担当課
34	DV防止のための意識啓発を行います。	秘書広報課 企画政策課 子ども家庭課
35	虐待防止のための意識啓発を行います。	高齢者支援課 介護支援課 障害者支援課 子ども家庭課

施策の方向 ③被害者支援のための連携体制の整備

No	事業内容	担当課
36	緊急一時保護等に関する情報の収集と提供に努め、広域的な取組を推進します。	秘書広報課 企画政策課 社会福祉課 福祉政策課 高齢者支援課 子ども家庭課
37	DV被害者に対し、緊急避難時の手続等を支援します。	市民課 子ども家庭課

施策の方向 ④相談体制の充実

No	事業内容	担当課
38	暴力等について、相談体制の充実を図ります。	企画政策課 高齢者支援課 健康増進課 子ども家庭課

【基本的施策7 困難な問題を抱える女性への支援】

指標	目標値
女性向けの相談窓口の認知度	増加

施策の方向 ①様々な困難を抱えている方への相談窓口の周知

No	事業内容	担当課
39	相談窓口の周知を図ります。	秘書広報課 企画政策課 福祉政策課 高齢者支援課 健康増進課 子ども家庭課

施策の方向 ②支援体制の充実

No	事業内容	担当課
40	相談員の適正な配置・資質の向上に努めます。	子ども家庭課
41	関係機関と連携し状況に応じた最適な支援を行います。	企画政策課 社会福祉課 福祉政策課 高齢者支援課 障害者支援課 健康増進課 子ども家庭課 建築住宅課

【基本的施策8 健やかに暮らせるしくみづくり】

指標	目標値
乳がん検診受診率	28%
子宮がん検診受診率	18.4%
心身ともに健康だと感じている市民の割合	85%

施策の方向 ①生涯を通じた健康づくりへの支援

No	事業内容	担当課
42	男女ともに介護予防に対する理解や興味を促進する機会を設けます。	高齢者支援課
43	高齢者等が家に閉じこもらず地域に出て活動をする地域交流を推進します。	コミュニティ課 高齢者支援課
44	男女ともに生涯を通じた健康支援を行います。	健康増進課
45	健康相談を実施します。	健康増進課

施策の方向 ②性差やライフステージに応じた健康についての情報提供

No	事業内容	担当課
46	各種がん検診及び生活習慣病予防のための特定健康診査を実施します。	健康増進課
47	女性の健康に関する正しい知識、情報の提供を行います。	健康増進課
48	H I V/エイズや性感染症に関する正しい情報を提供します。	健康増進課

【基本的施策9 子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり】

指標	目標値
流山市は子育てがしやすいまちだと思う保護者の割合	増加

施策の方向 ①子育てサポート環境の充実

No	事業内容	担当課
49	男女共同参画の視点に立った子育てのイベントを開催します。	子ども家庭課
50	ファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子ども家庭課
51	病児保育、延長保育等の保育サービスを利用できるように体制を整備します。	保育課
52	保育所待機児童の解消に努めます。	保育課

施策の方向 ②母子保健の充実

No	事業内容	担当課
53	母子保健に関する健康相談及び健康教育の充実を図ります。	健康増進課

施策の方向 ③各種相談体制の充実と周知

No	事業内容	担当課
54	一人ひとりの悩みに応じた相談ができるよう、各種相談体制の充実と周知を行います。	子ども家庭課

【基本的施策10 男女共同参画と多様性に配慮した防災対策の推進】

指標	目標値
防災会議の女性委員の割合	30%
防災リーダー研修への女性の参加率	50%
消防団の女性加入率	5%

施策の方向 ①防災対策における女性の参画の促進

No	事業内容	担当課
55	防災活動について、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進します。	防災危機管理課
56	住宅防火診断への女性消防部の参加を促進します。	予防課
57	女性消防団員の入団を促進します。	消防総務課

施策の方向 ②多様性に配慮した取組の推進

No	事業内容	担当課
58	防災講話や避難訓練等の防災活動時に女性及び多様性に配慮した取組を推進します。	防災危機管理課

4 第5次プランの体系図

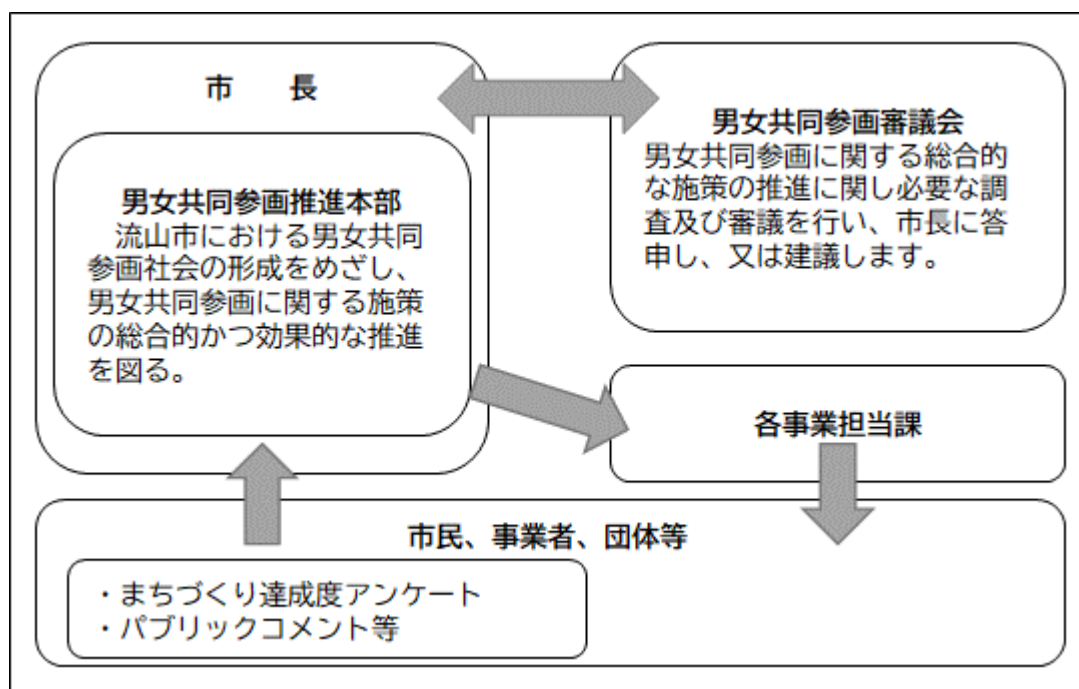
基本理念	基本目標	基本的施策	施策の方向
市民一人ひとりが個性と多様な生き方を尊重し、 流山を目指して	Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり	1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり	① 人権の尊重と男女共同参画に関する意識の啓発 ② 男女共同参画に関する情報の収集・提供
		2 人の多様性を認め人権感覚を育む教育の推進	① 学校等における男女平等教育及び人権を尊重する教育、学習の推進 ② 教職員等に対する人権や男女平等に関する研修の充実
	Ⅱ 自分らしく活躍できる環境づくり	3 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進	① ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進 ② 市役所における率先したワーク・ライフ・バランスの推進 ③ 固定的役割分担意識や性差に関する偏見等の解消に向けた啓発 ④ 女性の就職・再就職への支援 ⑤ 多様な働き方を支援するための環境整備
			① 市の審議会等への女性の参画促進 ② 女性管理職の登用の促進 ③ 女性の経営参画や社会参画の促進
			① 男女がともに担う地域活動への参画の推進 ② 地域における女性の活躍推進に向けた取組
		4 政策・方針決定過程への女性参画の推進	① 市の審議会等への女性の参画促進 ② 女性管理職の登用の促進 ③ 女性の経営参画や社会参画の促進
			① 男女がともに担う地域活動への参画の推進 ② 地域における女性の活躍推進に向けた取組
		5 地域活動における男女共同参画の推進	① 男女がともに担う地域活動への参画の推進 ② 地域における女性の活躍推進に向けた取組
			① 男女がともに担う地域活動への参画の推進 ② 地域における女性の活躍推進に向けた取組
		6 DVや虐待等あらゆる暴力の根絶	① 各種ハラスメント防止に向けた啓発の促進 ② DVや虐待等、あらゆる暴力を許さない意識啓発 ③ 被害者支援のための連携体制の整備 ④ 相談体制の充実
			① 様々な困難を抱えている方への相談窓口の周知 ② 支援体制の充実
		7 困難な問題を抱える女性への支援	① 様々な困難を抱えている方への相談窓口の周知 ② 支援体制の充実
			① 生涯を通じた健康づくりへの支援 ② 性差やライフステージに応じた健康についての情報提供
	Ⅲ 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり	8 健やかに暮らせるしくみづくり	① 生涯を通じた健康づくりへの支援 ② 性差やライフステージに応じた健康についての情報提供
			① 子育てサポート環境の充実 ② 母子保健の充実 ③ 各種相談体制の充実と周知
		9 子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり	① 子育てサポート環境の充実 ② 母子保健の充実 ③ 各種相談体制の充実と周知
			① 子育てサポート環境の充実 ② 母子保健の充実 ③ 各種相談体制の充実と周知
		10 男女共同参画と多様性に配慮した防災対策の推進	① 防災対策における女性の参画の促進 ② 多様性に配慮した取組の推進
			① 防災対策における女性の参画の促進 ② 多様性に配慮した取組の推進

第4章 第5次プランの推進に向けて

1 推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて施策を着実に推進するために、市が取り組むだけでなく、市民や事業者、関係機関・団体等がそれぞれの立場で連携・協働して取組を進めていきます。

図表4-1：推進体制



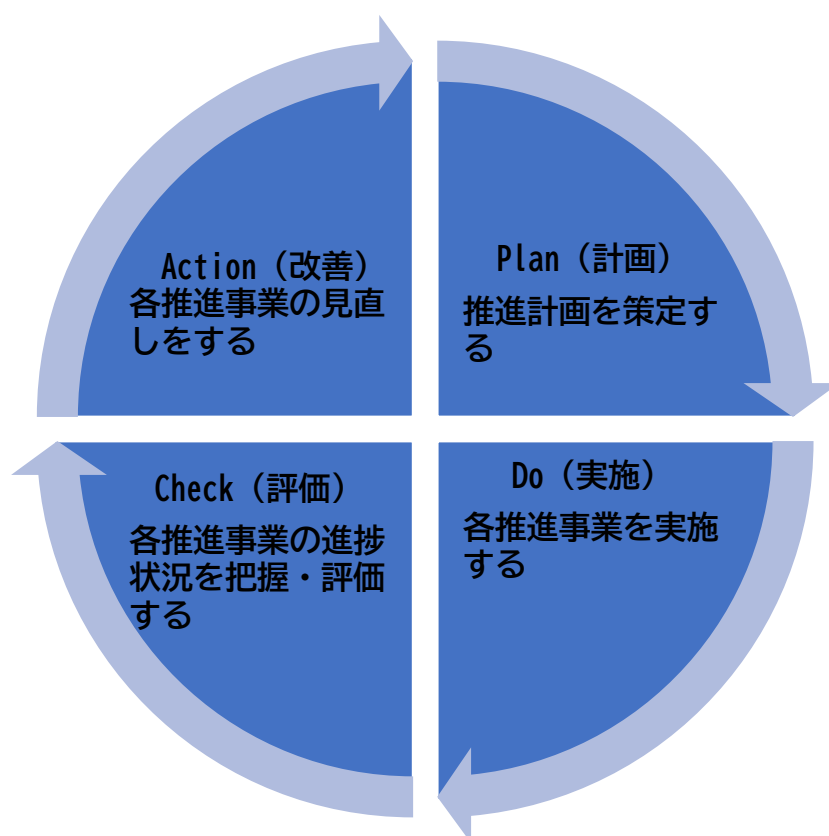
2 進行管理

本プランでは、基本理念の達成を目的に、3つの基本目標に基づいて、基本的施策を掲げ、これを達成するための指標及び施策の方向性を定めました。これらの進捗状況を各課と連携しながら管理していく必要があります。

事業評価については、第4次プランに引き続き、年度当初に前年度の評価を行い、その結果に基づいて当該年度に予定している取組内容の見直しをするとともに、翌年度の取組内容を検討します。

進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」、「DO（実施）」、「CHECK（評価）」、「ACTION（改善）」のサイクルを実践していくことにより、施策の成果の向上を図ります。

図表 4－2：事業の進行管理



3 第5次プランの指標一覧

NO.	基本目標	指標名	現状(R5)	目標値 (R11)
1	Ⅰ 多様性を尊重 する意識づくり	国籍や性別等にかかわらず平等に扱われていると思う市民の割合	85.5%	増加
2		学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合	75.1%	80%
3	Ⅱ 自分らしく活躍できる環境づくり	男性の家事・育児・介護に費やす時間（平日）	1.0時間	増加
4		男性の家事・育児・介護に費やす時間（休日）	1.5時間	増加
5		市男性職員の育児休業取得率	70.3%	85%
6		「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている市民の割合	8.3%	減少
7		子育てに係る不安や負担が軽減されていると感じる保護者の割合	57.4%	増加
8		審議会等（附属機関及び要綱、要領等による協議会等）への女性の登用率	39.3%	50%
9		市女性職員の管理職への登用率	20.9%	30%
10		市内事業所の女性の管理職への登用率	21.0%	30%
11		自治会長の女性割合	8.7%	10%
12		自治会加入率	60%	67%
13	Ⅲ 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり	DVに関する相談件数	235件	増加
14		女性向けの相談窓口の認知度	—	増加
15		乳がん検診受診率	26.3%	28%
16		子宮がん検診受診率	17.7%	18.4%
17		心身ともに健康だと感じている市民の割合	75%	85%
18		流山市は子育てがしやすいまちだと思う保護者の割合	63.4%	増加
19		防災会議の女性委員の割合	28.2%	30%
20		防災リーダー研修への女性の参加率	48%	50%
21		消防団の女性加入率	3.7%	5%

※ 指標 13 はDVに関する相談窓口等の周知を進め相談支援に結びつけるという点から目標値を「増加」としています。

資料編

I 諮問



流 企 第 3 1 8 号

令和5年11月16日

流山市男女共同参画審議会

会長 北川 慶子 様

流山市長 井崎 義治



第5次男女共同参画プランの策定について（諮問）

本市では、令和2年3月に流山市第4次男女共同参画プラン（以下「第4次プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会の推進を図っているところです。

第4次プランは、令和6年度に計画期間が終了することから、本市における男女共同参画施策を総合的・体系的に推進すべく、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第5次男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」という）の策定を目指しています。

第5次プランの策定に当たって、第4次プランの評価・総括について検証し、意見をいただくとともに、第5次プランの骨格について貴審議会の意見を求めたく、諮問します。

2 答申

令和6年7月26日

流山市長 井崎 義治 様

流山市男女共同参画審議会

会 長 北川 慶子



第5次男女共同参画プランの策定について（答申）

1. 第4次男女共同参画プランの評価・総括について

（1）総論

指標については、21指標のうち6指標が令和4年度時点で目標値を達成しており、令和2年度のプランスタート時より向上したと考えられます。

しかし、一方で、継続して目標値を達成できていない指標や、目標値は達しているものの数値が下降している指標もあります。

事業を推進する担当課の評価は、174項目のうち152項目が「達成できている」、または「ほぼ達成できている」と評価されており、担当課としては第4次プランに掲げた事業を計画どおり実施してきたといえます。

事業としては計画どおり進められている状況ですが、目標値の達成状況が芳しくないことから、指標と事業内容の乖離が伺えます。

（2）各論

ア 基本目標Ⅰ 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり

指標2（「男女共同参画社会」という言葉の認知度）については目標値に達していないが、令和4年度は90%を超えた数値となったことから「男女共同参画」の認知度は上がっていると思われます。

一方、指標3（学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合）については、目標値は達成しているものの、年々数値が下がってきているため、教育や学習の充実を図る必要があります。

本市は、令和５年４月に「多様性を尊重する社会の推進に関する条例」を施行しています。今後は、男女にとどまらず、多様性への理解を深めるための取組も必要です。広く市民に向けて意識づくりのための情報提供や理解促進に向けた講座等を実施してください。

また、学校教育や家庭教育等の場における男女共同参画や人権教育を推進することで、教育や学習の充実を図ってください。

イ 基本目標Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり

令和４年度は、指標５（男性職員の育児休暇制度の周知率）及び指標６（男性職員の育児休業又は育児に関係する特別休暇取得率）については、目標値に達しており成果があったことがわかります。

一方、第３次プランでも目標未達成であった指標７（審議会等への女性の登用率（附属機関対象））及び指標８（審議会等への女性の登用率（執行機関を除く附属機関等））については、前回のプランより実績値は上がったものの、現在のところ第４次プランでも目標を達成できていないため、引き続き具体的方策を検討し取り組んでいく必要があります。

誰もが活躍できる環境づくりに向けては、仕事と生活の調和の推進が必要です。また、市の政策・方針決定過程における女性の参画については更なる取組を進めることを求めます。

ウ 基本目標Ⅲ 生涯を通じて誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

指標１９（防災会議の女性委員の割合）については、目標値を達成していることから、防災分野における女性の参画に取り組まれたことが分かります。一方、指標１７（生きがいを感じる高齢者の割合）及び指標１８（流山市は子育てがしやすいまちだと思ふ保護者の割合）については低下がみられることから、その点については精査が必要です。

誰もが健康で安心して暮らせる社会づくりを目指して、引き続き、健康づくりの促進や防災分野における男女共同参画推進への取組を行ってください。また、あらゆる暴力の根絶と被害者支援

を行うとともに人権の尊重への理解を深めていく必要があります。

エ 基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

指標 2 1（第 4 次プラン事業の達成度）については、目標値である 100%には届かないものの年々上昇していることから、各課が事業を計画どおり実施してきたことが伺えます。

計画の進行管理については、「各課が事業を実施した」ことの調査になりやすいですが、第 5 次プランでは計画の基本目標の達成の観点から評価できるよう工夫が必要です。

2. 第 5 次プランの骨格について

（1）基本理念について

市民一人ひとりが多様な生き方を尊重し、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる流山を目指して

（2）基本目標・基本的施策について

ア 基本目標Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり

（ア）人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

（イ）人の多様性を認め人権感覚を育む教育の推進

イ 基本目標Ⅱ 自分らしく活躍できる環境づくり

（ア）ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進

（イ）政策・方針決定過程への女性参画の推進

（ウ）地域活動における男女共同参画の推進

ウ 基本目標Ⅲ 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり

（ア）DVや虐待等あらゆる暴力の根絶

（イ）困難な問題を抱える女性への支援

（ウ）健やかに暮らせるしくみづくり

（エ）子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり

（オ）男女共同参画と多様性に配慮した防災対策の推進

（3）施策の方向性について

ア 多様性を尊重する社会の実現に向けては、一人ひとりの意識を変えることが重要であり、人権の尊重と男女共同参画の意識形成及び多様性への理解を深めるための教育や研修の充実を図られたい。

- イ ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進及び政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、男性が家事や子育て、介護に参加するための環境整備や女性のエンパワーメントを引き出す取組を実施されたい。
- ウ あらゆる暴力の根絶に向けて、相談窓口の一層の周知を図り、関係機関及び関係各課と連携し支援体制の充実を図られたい。
- エ 令和6年1月に発生した能登半島地震においても、女性の視点に立った取組がなされていない例も見受けられたことから、男女共同参画と多様性に配慮した防災施策を実施されたい。
- オ 関連計画との整合性を図り精査した上で施策を実施されたい。
- (4) プランの進行管理及び推進体制について
- プランの進捗状況を把握し、点検及び評価を行い、その結果については当審議会に報告し、意見を求めることとされたい。目標指標の設定に当たっては、それぞれの施策において実施した事業の効果がわかるような指標を設定してください。
- また、計画の推進に当たっては、国や県、市、団体、事業者等の多様な機関との連携を図られたい。

3. その他について

令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項において、市町村基本計画の策定が努力義務とされているが当該条項に対応した計画を策定されたい。

流山市男女共同参画審議会委員

会長 北川 慶子
副会長 大塚 紫乃
小林 華奈子
小宮 陽一
加茂 ふさ子
安井 博子
箱 真人
残間 尋子
飯野 弘仁

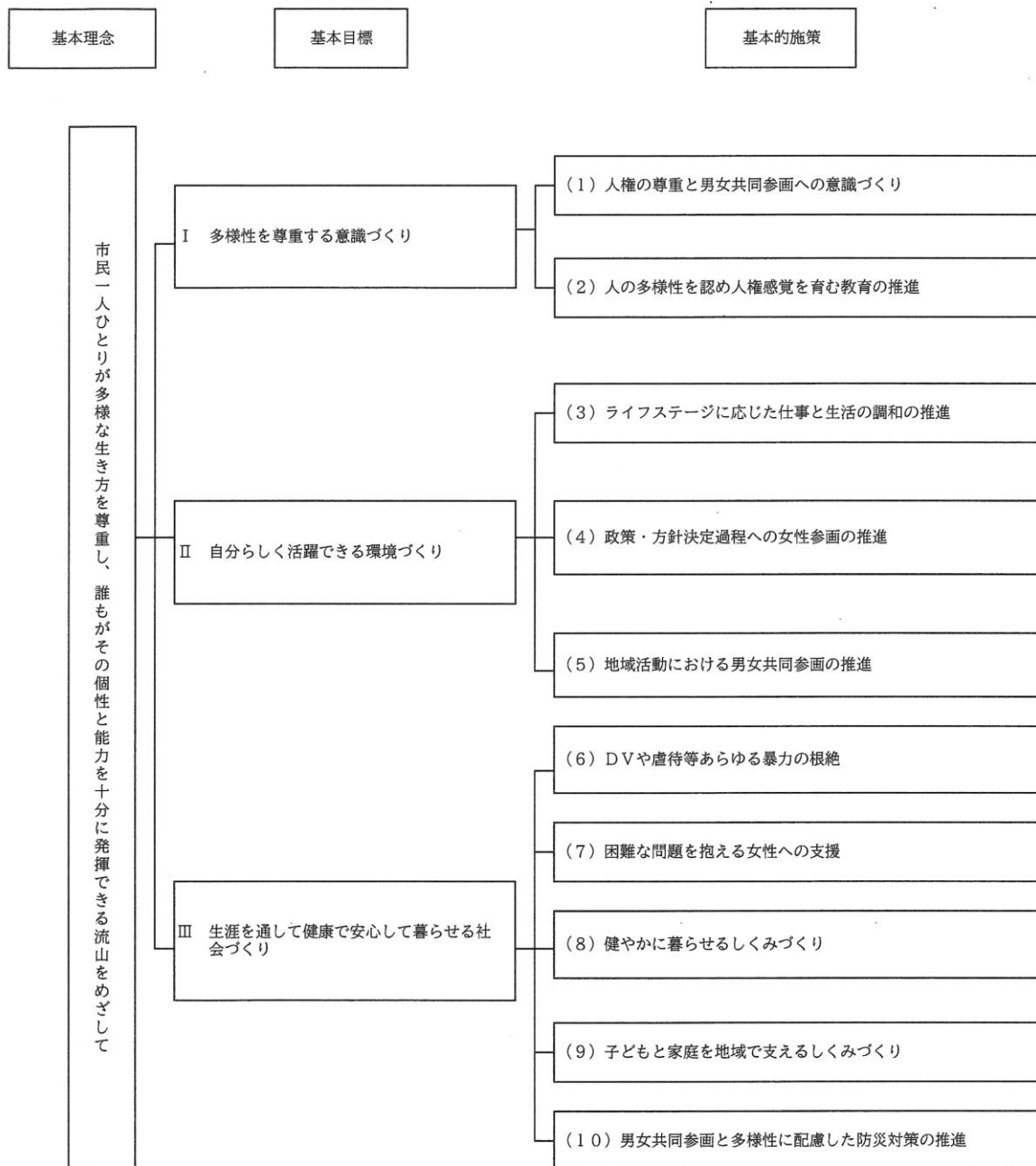
大久保 誕子

坂井 信弘

佐藤 聡美

増田 仁

第5次男女共同参画プランの体系図



参考) 指標・事業評価

1. 指標

番号	基本目標	基本的課題	指 標 名	策定時	実績				目標値
				H30年度	R2年度	R3年度	R4年度		
1	Ⅰ 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり	互いの性と人権を尊重する意識づくり	男女が平等に扱われていると思う市民の割合	35.8%	44.2%	43.5%	44.0%	40.0%	
2		社会と家庭における男女共同参画の意識づくり	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	-	-	75.4%	90.3%	100%	
3		人の多様性を認め、人権を守ろうとする人権感覚を育成する教育の推進	学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合	65.1%	77.3%	76.1%	72.7%	70.0%	
4	Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり	ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進	子育てに係る不安や負担が軽減されていると感じる保護者の割合	71.4%	64.8%	71.3%	65.2%	82.0%	
5			男性職員の育児休暇制度の周知率	84.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%	
6			男性職員の育児休業又は育児に関係する特別休暇取得率	66.6%	82.4%	85.7%	100.0%	90.0%	
7		政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	審議会等への女性の登用率（附属機関対象）	31.9%	37.4%	37.4%	35.2%	40.0%	
8			審議会等への女性の登用率（執行機関を除く附属機関等）	37.5%	38.6%	40.2%	38.7%	40.0%	
9			女性のいない審議会	9.1%	6.3%	3.0%	3.2%	9.1%未満	
10			市女性職員の管理職への登用率	16.6%	18.6%	19.6%	19.1%	年2ポイント上昇	
11		家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進	コミュニティ活動参加者の割合	37.3%	63.1%	62.5%	61.4%	65.0%	
12			男性の家事・育児・介護に費やす時間（平日）	-	0.9時間	1.0時間	1.0時間	2.5時間	
13			男性の家事・育児・介護に費やす時間（休日）	-	1.4時間	1.6時間	1.5時間	4時間	
14			介護支援サポーター登録者数	633人	713人	697人	704人	前年度比10%増加	
15			「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている人の割合	8.6%	9.6%	8.7%	9.0%	8.6%未満	
16		誰もが健康で安心して暮らせるしくみづくり	就業及び労働の場における男女共同参画の推進	職場において「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	27.9%	35.4%	37.1%	38.1%	50.0%
17				市が実施しているひとり親施策を知っている人の割合	-	60.5%	-	67.8%	70.0%
18	Ⅲ 生涯を通じて誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり	流山市は子育てがしやすいまちだと思う保護者の割合	51.4%	59.8%	69.6%	65.4%	71.0%	
19			防災会議の女性委員の割合	16.1%	18.8%	25.0%	25.0%	20.0%	
20		防災分野における男女共同参画の推進	防災リーダー研修への女性の参加率	20.0%	-	-	22.7%	30.0%	
21			Ⅳプランの推進体制の充実	プランの進行管理	第4次プラン事業の達成度	-	78.0%	86.9%	92.7%

2. 事業評価（事業担当課の評価）

評価	R2年度	R3年度	R4年度
A（達成できている）	85	100	128
B（ほぼ達成できている）	46	46	24
C（あまり達成できていない）	33	18	11
D（達成できていない）	4	4	1
対象外	6	6	10

3 男女共同参画審議会名簿

任期：令和４年１２月２２日～令和６年１２月２１日

委員の構成	委員名	所属等
学識経験を有する者 (２名)	キタガワ ケイコ 北川 慶子	佐賀大学 名誉教授
	オオツカ シノ 大塚 紫乃	江戸川大学 メディアコミュニケーション学部 こどもコミュニケーション学科准教授
団体を代表する者 (６名)	コバヤシ カナコ 小林 華奈子	流山市小中学校校長会
	コミヤ ヨウイチ 小宮 陽一	NPO法人流山市国際交流協会
	カモ フサコ 加茂 ふさ子	流山市民生委員児童委員協議会
	ヤスイ ヒロコ 安井 博子	流山商工会議所
	ハコ ナオト 箱 真人	連合千葉東葛地域協議会 野田・流山地区連絡会
	ザンマ ヒロコ 残間 尋子	松戸人権擁護委員協議会流山支部
市民を代表する者 (５名以内)	イイノ ヒロヒト 飯野 弘仁	市民等
	オオクボ ヒロコ 大久保 誕子	市民等
	サカイ ノブヒロ 坂井 信弘	市民等
	サトウ サトミ 佐藤 聡美	市民等
	マスダ ヒトシ 増田 仁	市民等

4 流山市男女共同参画推進本部設置要綱

流山市男女共同参画推進本部設置要綱

(目的)

第1条 流山市における男女共同参画社会の形成をめざし、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、流山市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関する施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

3 本部員は、流山市庁議等の設置及び運営に関する規則（平成15年流山市規則第36号）第4条に規定する庁議のメンバーをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部は、必要に応じ本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、各部局の課長相当職の職員をもって組織する。

3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、本部長が指名する。

4 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が事案に係る幹事を招集し、幹事長が議長となる。

(幹事会の所掌事務)

第7条 幹事会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の調査研究及び企画に関すること。
- (2) 本部が決定した事項の推進に関すること。
- (3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(研究会)

第8条 幹事会に研究会を置く。

2 研究会は、事案に係る課の職員及び本部員が推薦する職員をもって組織する。

(研究会の所掌事務)

第9条 研究会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の原案策定に関すること。

(2) 男女共同参画に関する施策の情報収集に関すること。

(3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(4) その他幹事会から要請を受けた事務事業の推進に関すること。

(事務局)

第10条 本部に関する事務を処理するため、総合政策部企画政策課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長には総合政策部長をもって充てる。

事務局員は、総合政策部企画政策課職員をもって充てる。

(事務局の職務)

第11条 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

5 男女共同参画に関する年表

年	世 界	国	千葉県	流山市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議開催(世界行動計画採択)(メキシコシティ)	総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置		
1976年 (昭和51年)	国連婦人の10年始まる(～1985年)			
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目標」発表、「国立婦人教育会館」オープン	「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置	
1978年 (昭和53年)			「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し 「婦人班」を設置	
1979年 (昭和54年)	第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		各支庁に「婦人問題担当窓口」を設置	
1980年 (昭和55年)	国連婦人の10年中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」署名	婦人広報誌「ちばの婦人」創刊	
1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」発表	「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 「千葉県青少年婦人会館」開設	
1982年 (昭和57年)			「婦人問題推進のつどい」開催	
1983年 (昭和58年)			「女性管理能力養成講座」開設	
1984年 (昭和59年)		「国際法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布		
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国際法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行「男女雇用機会均等法」交付 「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題に関する意識調査」実施 「千葉県婦人問題懇話会」設置	
1986年 (昭和61年)		「婦人問題企画推進本部」拡充 「男女雇用均等法」施行	「婦人フォーラム県大会」開催 千葉県婦人計画策定 婦人の海外派遣(婦人のつばさ)実施	
1989年 (平成元年)		学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	「婦人問題に関する意識調査」実施	
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告および結論」採択			
1991年 (平成3年)		「新国内行動計画」第1次改正 「育児休業法」成立	「さわやかちば女性プラン」策定	

年	世 界	国	千葉県	流山市
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行 「西暦2000年に向けて の新国内行動計画(第 1次改定)策定	「青少年婦人課婦人政 策室」を「青少年女性 課女性政策室」と変更	女性担当室設置
1993年 (平成5年)	国連「女性に対する暴 力の撤廃に関する宣 言」採択		千葉県女性白書「ちば 女性のすがた」発刊 「男女共同参加型社会 に向けての県民意識調 査」実施	
1994年 (平成6年)		総理府に「男女共同参 画推進本部」「男女共 同参画審議会」「男女 共同参画室」設置		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議 「北京宣言及び行動綱 領」採択	「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制 化)	第4回世界女性会議 (NGOフォーラム)派遣 事業実施	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョ ン」答申(男女共同参 画審議会答申) 「男女共同参画2000年 プラン」策定	「ちば新時代女性プラ ン」策定 「千葉県女性センタ ー」開設	流山市女性施策懇話会 設置
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会 設置法」公布・施行		
1998年 (平成10年)			「男女共同参画社会の 実現に向けての県民意 識調査」実施	
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基 本法」公布・施行 「改正男女雇用機会均 等法」施行 「女子差別撤廃条約の 選択議定書」採択 「新エンゼルプラン」 策定		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性 2000年会議」開催(ニ ューヨーク)	「男女共同参画基本計 画」策定 「ストーカー規制法」 成立	「千葉県女性施策推進 懇話会」を「千葉県男 女共同参画推進懇話 会」に改称 「青少年女性課女性政 策室」から「男女共同 参画課」に改組	「流山市男女共同参画 プラン」(骨子案)作成
2001年 (平成13年)		「総理府男女共同参画 室」から「内閣府男女 共同参画局」に改組 「仕事と子育て両立支 援策の方針」決定・施 行 「男女共同参画会議」 設置 「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」(DV 防止法)施行	「千葉県男女共同参画 計画」策定	
2002年 (平成14年)		「少子化対策プラスワ ン」決定	「千葉県女性サポート センター」開設	「流山市男女共同参画 プラン」策定

年	世 界	国	千葉県	流山市
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」成立 「少子化社会対策基本法」成立		
2004年 (平成16年)		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正	「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		流山市特定事業主行動計画（前期計画）策定
2006年 (平成18年)		「改正男女雇用機会均等法」改正	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 「ちば県民共生センター」・「同東葛飾センター」開設 「千葉県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	「改正流山市男女共同参画プラン」策定
2007年 (平成19年)		「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	千葉県男女共同参画推進連携会議」発足(第1回全体会議を開催)	
2008年 (平成20年)		女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 「次世代育成支援対策推進法」改正 仕事と生活の調和推進室設置 女性の参画加速プログラム決定		
2009年 (平成21年)			「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)」策定 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 千葉県女性サポートセンター改築	
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催（ニューヨーク）	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改正「第3次男女共同参画基本計画」策定		「流山市第2次男女共同参画プラン」策定 流山市特定事業主行動計画（後期計画）策定
2011年 (平成23年)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足		「第3次千葉県男女共同参画計画」策定	
2012年 (平成24年)		「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)」策定	

年	世 界	国	千葉県	流山市
2013年 (平成25年)		「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 「DV防止法」「ストーカー規正法」改正		
2014年 (平成26年)		「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針」改定 「リベンジポルノ被害防止法」成立 「日本再興戦略」改訂 2014に「女性が輝く社会」の実現が掲げられる	「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
2015年 (平成27年)	「第59回国連女性の地位委員会」(北京+20)開催(ニューヨーク) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択	「女性活躍加速のための重点方針(2015)」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 第4次男女共同参画基本計画策定 子どもの貧困対策基本法制定		「流山市第3次男女共同参画プラン」策定
2016年 (平成28年)		「専業主婦が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針」策定	「第4次千葉県男女共同参画計画」策定	流山市特定事業主行動計画(第2次前期計画)策定
2017年 (平成29年)		「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」改正	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第4次)」策定	
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		
2019年 (平成31年/ 令和元年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正		
2020年 (令和2年)	「第64回国連女性の地位委員会」(北京+25)開催(ニューヨーク)	「第5次男女共同参画基本計画」策定		「流山市第4次男女共同参画プラン」策定
2021年 (令和3年)			「第5次千葉県男女共同参画基本計画」策定	流山市特定事業主行動計画(第2次後期計画)策定
2022年 (令和4年)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)」策定	
2023年 (令和5年)		「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行		「流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例」制定

年	世 界	国	千葉県	流山市
2024年 (令和 6 年)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」成立・施行 「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定	「流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度」開始
2025年 (令和7年)				「流山市第5次男女共同参画プラン」策定

6 関連法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

(最終改正平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則（省略）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
(最終改正令和五年六月十四日法律第五十三号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則（省略）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配

偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。
 - 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （期日の呼出し）
- 第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
- （公示送達の方法）
- 第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。
- （電子情報処理組織による申立て等）
- 第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三

項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方と呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三 条の三第一 項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面

第二百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
- （国の負担及び補助）
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

- 第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（省略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(平成二十七年九月四日法律第六十四号)
(最終改正令和四年六月十七日法律第六十八号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則（省略）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第三章 事業主行動計画等
- 第一節 事業主行動計画策定指針
- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第二節 一般事業主行動計画等
(一般事業主行動計画の策定等)
- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- （一般事業主に対する国の援助）
- 第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第三節 特定事業主行動計画
- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（省略）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
(令和四年五月二十五日法律第五十二号)
(最終改正令和四年六月十七日法律第六十八号)

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条―第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則（省略）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であつた者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則（省略）

7 男女共同参画関係用語

行	用語	解説
あ	エンパワーメント	個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自発的な力をつけて発揮できるようにすることです。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。
さ	ジェンダー	生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指します。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のことです。
	ジェンダーアイデンティティ	性自認のことです。なお、令和5年6月に公布・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」では、ジェンダーアイデンティティを「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度にかかる意識」と定義しています。
	性の多様性	性のあり方には、「好きになる性（性的指向）」、「自認する性（性自認）」、「身体の性（身体的性別）」、「表現する性（性表現）」の4つの要素があり、その組み合わせが一人ひとり異なります。
た	多様性	性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいいます。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のことです。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力があります。
は	ハラスメント	嫌がらせ、いじめのことで、職場や地域等あらゆる場面において相手を不快にさせる、尊厳を傷付ける、不利益を与えるといった発言や行動のことです。
	ファミリー・サポート・センター	地域での子育て支援を目的として、育児の援助を受けた人（利用会員）と行いたい人（提供会員）が会員となり、会員同士で支え合う有償のボランティア組織のことをいいます。
ら	ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等の成長過程や、就職・結婚・子育て・退職等節目となる出来事に応じて区分した各段階のことです。

行	用語	解説
	労働力率	就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のことです。完全失業者とは、（１）就業しておらず、（２）1週間以内に就業活動を行っていて、（３）すぐに就業できる者のことです。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。

